

## 社会的養護の展開と課題 —(3)—

保延 成子, 堀尾 恵太郎

(平成21年9月30日受理)

## A Study on the Development and Problem of Social Care for Children—(3)—

HONOBE, Shigeko\* and HORIO, Keitaro\*\*

(Received on September 30, 2009)

キーワード：社会的養護, 相談支援, 児童相談所

Key words : Social care for children, Consultation support, Child guidance center

### はじめに

近年の児童福祉を取り巻く状況を見て見ると、児童福祉が社会問題としての認識がなされるようになってきている。平成21年8月の衆議院議員選挙の際には、各政党のマニフェスト(政権公約)に子育て支援や保育所待機児童問題などが取り上げられるようになり、児童福祉は一部の対象者のものではなく社会全体の問題としてとらえられるようになってきている。

これまで、障害者福祉・高齢者福祉を中心に福祉の方向性として、地域福祉・在宅福祉を中心とした施設・環境整備が行われてきた。社会福祉基礎構造改革からの流れを受けて、「措置から契約へ」と「施設から地域へ」というスローガンの下、障害者福祉分野では2003(平成15)年の支援費制度から2006(平成18)年の障害者自立支援法の成立へ、高齢者福祉では2000(平成12)年に介護保険法が成立している。これらの共通する所では、地域福祉を支える相談支援事業所の創設である。これまで、市町村が措置権を運用されてきた高齢者福祉・障害者福祉は、利用者本位・ケアマネジメント理論を用いた援助・支援が行われるようになった。

このような流れを受けて、児童福祉の分野にも地域を中心とした相談支援体制がなされるようになった。これまで児童福祉は、施設入所などを中心とした社会的養護を中心に展開してきたが、地域を中心とした子育て支援・施設退所後のサポートなどが課題となってきた。また、児童虐待件数・相談受付数の増加など、児童福祉における相談支援のあり方について議論され実行されている。市町村の子育て支援・保育所などにおける子育て支援センターなど、

さまざまな場面において相談支援がおこなわれるようになってきている。児童福祉における相談支援は児童相談所を中心に行われてきたが、教育・保育・福祉の分野に相談支援が行われるようになり、相談支援の裾野が広がってきている。そのような状況の中でどのような支援体制が取られ、またどのような課題があるのか、児童福祉における相談支援・連携の状況・課題について検討を行っていく。

### 1. 児童福祉における相談支援体制の発展

児童福祉は、その始まりが救貧・防貧政策としてであり、限られた児童への支援が行われていた。1871(明治4)年の「棄児養育米給与方」から始まった児童福祉は給付を中心とした施策が取られており、児童に対する相談支援体制が取られることはなかった。1874(明治7)年の恤救規則においても、児童福祉に特化した施策ではなく消極的な福祉であったため児童に対する相談支援が行われる事はなかった。

明治期の児童福祉は、公的な社会福祉制度が整っていない状況のため、民間社会事業家が環境整備・福祉の推進を行っていくことになる。1887(明治20)年の石井十次の岡山孤児院から始まる児童養護施設、1899(明治32)年の留岡幸助が設立した巣鴨家庭学校の感化教育(児童自立支援施設)、石井亮一が設立した滝野川学園(知的障害児施設)など、児童福祉にかかわる施設整備が行われるようになる。そのような各福祉施設で児童に対する独自の相談・支援が行われていたが、現在のような児童に対する相談支援体制が取られてはいなかった。

大正期に入り、大正デモクラシーによる欧米諸国からの社会事業活動の流入によって、福祉を必要としている人々に対し相談支援が行われるようになる。セツルメント活動や1916(大正5)年エレン・ケイが「20世紀は児童の世紀」

\* 児童福祉第2研究室

\*\* 川崎市中央児童相談所

と提唱するなど、児童福祉に影響が出てくるようになってくる。1919（大正8）年大阪市立児童相談所が設立され、主に不良児童・貧困児童に対する個別指導が行われるようになった。1921（大正10）年に東京府児童相談所と神戸市立児童相談所、1931（昭和6）年に京都市児童院が創設されるなど、各地で児童相談所が設立されるようになった。また、1920（大正9）年には東京府児童保護委員制度が設立され、児童保護員が担当地域内の不良児・浮浪児など要保護児童の発見・調査・家庭指導などを行うと同時に児童に対し個別接触を行い子ども会や日曜教室などを開き、子ども達に対する余暇指導も行われていた<sup>1)</sup>。

第二次世界大戦の終了後、戦災に伴う混乱期において、戦災孤児・外地からの引き揚げ孤児・浮浪児に対する対策が社会問題化しており1946（昭和21）年4月に「浮浪児その他児童保護等の応急措置」が、同年9月に「主要都市地方浮浪児児童保護要領」がだされるなか、一時保護所や児童鑑別所、児童収容所などの設置を急ぐということであった。それは、児童の一斉収容（狩り込み）と逃走の繰り返しであった。1947（昭和23）年に厚生省（現：厚生労働省）に児童局が新設され、戦前に存在していた児童虐待防止法と少年教護法を吸収し、新たな理念を加えて成立した「児童福祉法」（1947（昭和23）年9月）であったが、現実的には混沌とした社会状態の中から目の前の応急的な物を拾い上げていったものであり、孤児や浮浪児の措置、非行少年の保護など順次行われている状況であったといえる<sup>2)</sup>。

児童福祉法施行当初は、児童保護を目的とした児童福祉施策であったが、社会情勢の安定と高度経済成長などに伴い、浮浪児対策から混血児対策・非行少年対策が行われるようになった。また、昭和30年代後半には児童相談所による巡回相談を行い地域における相談支援が行われるようになり、昭和40年代には、障害児福祉施策の充実に伴い各障害児福祉分野への相談・指導が行われた。昭和50年代以降には、不登校児・情緒障害児や非行児童への対応が求められるようになり、児童相談所の機能・組織の変更・充実が行われるようになった<sup>3)</sup>。

1989（平成元）年の合計特殊出生率1.57ショックによって、本格的な少子高齢化社会の到来に対する対策として、1994（平成6）年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向性について」（エンゼルプラン）が発表され、子育てがしやすい環境整備・子育て支援に重点が置かれた施策がとられるようになった。多様な保育サービスの充実と家庭・地域における子育て支援のために地域子育て支援センターの拡大充実が行われるようになった。さらに1999（平成11）年12月には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定され、保育・子育て支援サービスの充実と具体的実施計画がなされるようになった。また、2000（平成12）年「児

童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童相談所の児童虐待に対する対応強化がなされると同時に、市町村において子どもと家庭に対する相談支援を行っていくこととした2004（平成16）年11月児童福祉法の改正が行われた。このように児童福祉における相談支援の史的発展は、児童保護施策・児童相談所を中心とした限定的なものであったものから、教育・福祉・保育・保健など多岐にわたる分野に別れ、相談支援内容も細かくなっている事が分かる。

## 2. 相談支援の状況

児童福祉における相談支援の史的発展をみることで、相談支援体制は児童保護からさまざまな分野とかかわりをもっていることがわかる。次に具体的にどのような支援体制かをみていくことにしたい。

### (1) 児童相談所

児童相談所は児童福祉法第12条に基づいて、都道府県及び政令指定都市・中核市に設置が決められており、全国201ヵ所の児童相談所が設置されている（2009（平成21）年5月現在<sup>4)</sup>）。児童相談所には、児童福祉司・相談員、児童心理司、小児科・精神科医師などが配置されており、子どもに関する各種相談にのっている。児童相談所の相談受付件数は、2006（平成18）年で380,961件であり、年々増加傾向にある。相談内容は子どもに関する事を対象として多岐にわたっている。障害に関する障害相談・しつけや性格行動・不登校などの問題に対応する育成相談、保護者の養育困難・虐待などの養育環境の問題の相談支援を行う養育相談、窃盗や傷害、放火・夜間浮浪などの問題行動に対応する非行相談に分類できる<sup>5)</sup>。

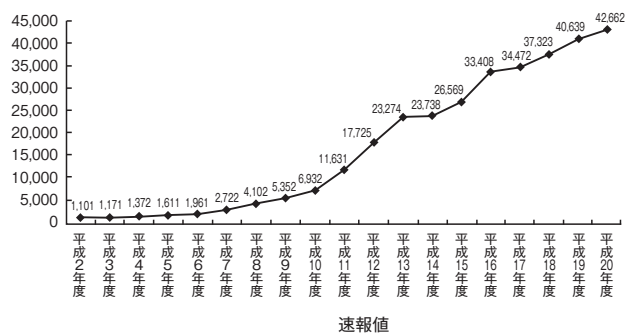


図1 児童虐待相談対応件数の推移

児童相談所における相談件数が一番多いのは障害相談であるが、これは児童相談所が乳幼児・児童期の療育手帳の判定機関であり、相談件数が相談しやすい傾向があるためであると考えられる。養護相談の中に児童虐待が含まれており、虐待の件数は2000（平成12）年11月に児童虐待の

防止に関する法律（児童虐待防止法）施行以降虐待件数が年々増加しており、1999（平成11）年度は11,631件<sup>6)</sup>であったものが2006（平成20）年度では42,662件<sup>7)</sup>と増加している。社会における児童虐待防止法の認知・普及による虐待件数の増加で児童の福祉向上につながっている今、児童相談所のソーシャルワーカーの負担が増加している状況である。

## (2) 市町村・保健所

地域福祉の基幹的組織として、各市区町村の地方公共団体や都道府県・特別区等に設置されている保健所が児童福祉に関する相談機関として上げられる。市町村や保健所は、児童福祉との関わりは妊婦・乳幼児期の検診・相談支援を長い歴史の中で行われてきた。1937（昭和12）年保健所の設置が行われ、人口政策の中で母子保健を中心として、母子手帳の交付や妊婦に対する保健指導、育児教室や1歳6か月検診などを通じて、保健師や医師による子育て相談が行われてきた<sup>8)</sup>。検診などを通じて子どもの発達に遅れが認められる際に、保健師による保護者へのフォローを行うと同時に療育センターや医療機関との連絡調整を行っている。また、生後4か月までの乳児がいる世帯に対する全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）が実施されており、実施主体は市町村となっている。

2004（平成16）年児童虐待防止法の改正による児童虐待に関する体制強化に伴い、市町村は児童相談が業務の一つとして児童福祉法第10条に以下のように規定されている。

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

1. 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
2. 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
3. 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

市町村では、主に地域における児童の状況把握・情報提供や子育て支援サービスなどの地域にある福祉サービスの活用によって対応が出来る軽微なケースの対応を中心に行い、要保護性の強い・対応困難なケースに対してはこれまで通り児童相談所が支援を行っていくことが規定されている。そのため、市町村に求められている児童に対する相談支援は、早期発見・連絡調整としての役割が求められている。

市町村における児童家庭相談受付件数を見てみると、2007（平成19）年度では全国で271,847件となっている。

その内、児童虐待に関する相談受付件数は、50,120件となっており、それぞれ前年度比より増加している。また、相談受付後具体的に助言指導・児童相談所等への送致などを行ったケースは約28万件であり、その内児童虐待に関するケースは51,618件となっている<sup>9)</sup>。

## (3) 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、地域における子育て基盤の強化、地域で子育てを行っている保護者に対して相談支援を行うことを目的として1993（平成5）年に事業化され、1999（平成11）年「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）において在宅児も含めた子育て支援策として整備目標が明記された。子育て家庭支援の為の企画、調整、実施を行う職員を配置し、親の子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援・地域における保育に関する情報提供などを行っている。子育て支援センターは3つの形態を取っており、「ひろば型」・「センター型」・「児童館型」がある。

ひろば型は、主に乳幼児（0～3歳児）の子育て中の親に対して気軽に子育てについて話し合えるような環境・場所の提供を行っている。実施主体は市町村で社会福祉法人・NPO法人、民間事業者への委託が可能となっている。専任職員を2名以上配置し、実施場所は、公共施設や空きスペースなどの常設の場所で、週に3日以上・5時間以上の開設としている<sup>10)</sup>。

センター型は、子育てに関する専門的知識に基づいた支援と情報提供を行うことを目的として地域におけるネットワーク作りや地域に赴いて援助を行っている。実施主体は、ひろば型と同様であるが、職員の配置が保育士・看護師などの育児・保育に関する相談支援の知識・経験を有するものとしている。実施場所は、保育所などの児童福祉施設や公共施設としており、週5日で1日5時間以上となっている<sup>11)</sup>。

児童館型は、既存の地域の児童館を活用し、児童館に学齢期の子どもたちが来館する前の時間を活用し、子どもと親の交流を児童館職員と一緒に支援を行っていくことを目的としている。実施主体は、ひろば型と同様で、実施場所は児童館としており、従事する職員は子育てに意欲・知識のある者1名以上としている<sup>12)</sup>。

これら地域子育て支援センターは2009（平成21）年4月現在の数は、ひろば型1124ヶ所<sup>13)</sup>、センター型3507ヶ所<sup>14)</sup>、児童館型は46ヶ所<sup>15)</sup>である。センター型の設置は進んできている。特にひろば型・児童館型の地域子育て支援センターの整備には地域間格差が出ているが、ひろば型の地域子育て支援センターの広がりや役割が期待されている。

## (4) スクールソーシャルワーカー

学齢期の子ども達は生活の場は学校が中心であり、さま

ざまな問題を抱えながら生活をしている。不登校やいじめ、校内暴力など生徒指導上問題のある子ども達や親子間不調和による家出などが見られる。教育現場では、児童・生徒の心理的サポートを行うことを目的としたスクールカウンセラーの配置が先行的に中学校・小学校で行なわれてきたが、社会福祉的立場からの児童・生徒へのサポートを目的としたスクールソーシャルワーカーが一部の市町村で配置されるようになった。

スクールソーシャルワーカーは、主に社会福祉士や精神保健福祉士等の資格をもち、教育と福祉の両方の分野に関して専門的知識・技術を有する者か過去に教育か福祉の分野において活動経験の実績等がある者としている。このような資格・経験を持っている人がスクールソーシャルワーカー（SSW）として以下の業務を行っている<sup>16)</sup>。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報交換
- (5) 教職員等への研修活動等

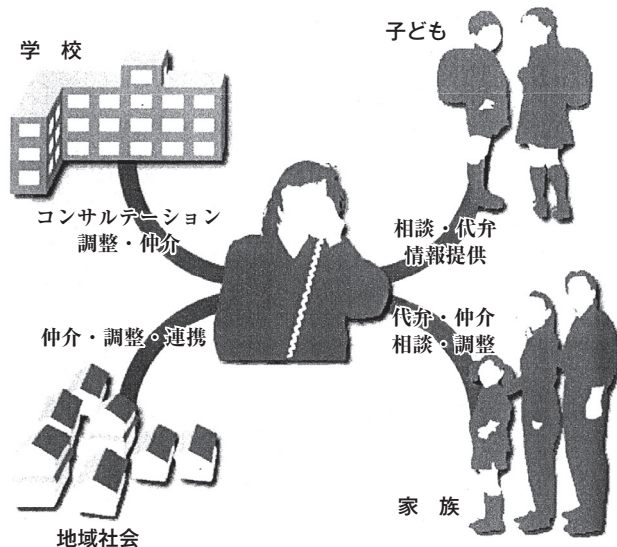


図2 スクールソーシャルワーカーの役割<sup>17)</sup>

学校現場において、福祉的支援を必要とする子ども達に対してソーシャルワークを行っているが、主に発達障害を持つ子どもたちへの支援と虐待を受けている子ども達の発見と関係機関への連絡調整を行うことになっているが、導入している地方自治体は少ない状況である。また、スクールソーシャルワーカーの配置は文部科学省の管轄であり、その役割の明確な位置づけがなされていない状況である為、今後の展開が期待されている。

#### (5) 民生委員・児童委員

日本の社会福祉における相談支援の基礎を築いてきたも

のは、民生委員であり、最も歴史のある福祉専門職である。民生委員は、民生委員法により都道府県知事による推薦によって厚生労働大臣が委嘱する民間奉仕者である。また、児童福祉法によって民生委員は、児童委員をかねることができるとしている。

民生委員・児童委員の役割としては、地域住民の抱える悩みなどの相談にのり、社会福祉制度などの説明を行ったり、行政・子育て支援センターなど関係機関との連絡調整を行うなど、地域福祉のネットワーク作りという役割を担っている。そのほかにも、地域生活の状況を見守ったり、緊急時の援助を行ったりしている。時には地域における福祉サービスの調査や地域福祉施策の提言などを行っている。また、地域における児童福祉の充実を図るために、1994(平成6)年に主任児童委員を創設した。児童委員と一緒に、児童相談所・市町村・学校等と連携を図りながら、子育て支援活動や啓蒙活動、相談支援活動やネットワークの形成などの専門的な支援を行っている。民生委員・児童委員の相談支援件数は7904,438件(2006(平成18)年度)で、その中で、児童福祉に係る「子育て・母子保健」「子どもの地域生活」「子どもの教育・学校生活」項目は、全体の16.4%を占めている<sup>18)</sup>。

民生委員・児童委員の総数は、2008(平成20)年3月31日現在2206,316人となっている。また主任児童委員は20,971人である<sup>19)</sup>。民生委員・児童委員の担い手不足が起こっており、欠員が生じる事態になっている。民生委員・児童委員が扱う相談内容も複雑化・多様化しており、また地域の見守り役として期待されており、民生委員・児童委員への負担が増加してきている中で、それへの負担軽減となり手の確保が問題となっている。

### 3. 児童の相談支援体制の連携と課題

#### (1) 児童福祉における相談支援の多様化と役割

これまでに、児童の福祉に関わる相談支援の現状を見てきたが、さまざまなソーシャルワーカーが関わり、児童の抱えている現状を理解し支援を行っている事が分かる。しかしながら、本来児童福祉に関する相談機関である児童相談所が機能集中による組織的疲労が起きていること、その中で児童に関する相談は、身体的虐待や養育放棄(ネグレクト)など生命に危険が及ぶ問題から親の子育て不安に対する支援までであること、また同じ母親の子育て不安でも初めての育てによる相談から、母親の産後うつや精神疾患などによる養育の不安定な状況もある。

現在は、児童虐待問題に対する社会問題化・対策がとられるようになり、児童相談所や関係機関の役割や虐待通告に関する対応方法などが検討されてきている。虐待通告を受理してから48時間以内の安否確認や立ち入り調査・臨

検などを行うなど、機能強化が児童相談所に求められており、子育て支援などの従来の相談支援業務に力を注ぐことが難しくなっている。また養護相談に対しても児童虐待以外の相談内容に関しても、近年の経済状況の影響・家庭環境の変化などの影響を受けて複雑・深刻化しているケースが増えてきている。そのような状況の中で、児童相談所の取り扱う業務の専門特化を行う一方で、市町村における児童相談業務の充実を図っていく事が必要である。

児童相談所の設置主体が都道府県および政令指定都市であり、児童相談所が管轄している地域は広い。複数の地域を1人の児童福祉司が担当しており、同時に保護者・子どもとの面接・市町村などとの連絡調整、施設との入所調整等を行っている。そのような状況の中これまで以上の決め細やかな相談支援を行うためには、地域密着型の相談支援体制の確立が求められている。児童福祉法の改正によって、市町村の児童相談業務への取り組みが明記されているが、具体的内容については明確化されていない。これまでの母子保健を中心とした相談支援業務にとどまっており、専門的処遇・支援を行う際には児童相談所の援助・助言を求める事になっているため、市町村の児童福祉相談業務を行える範囲は狭くなっている。

児童虐待に対応する為に、市町村・児童相談所・関係機関との連携を目的とした要保護児童対策地域協議会が市町村に設置され、関係者間の連携・ケース検討が行われるようになってきている。しかしながら、児童虐待の早期発見・早期対応を中心としたものであり、長期の支援体制の構築などに関することを中心にしたものではない。地域における児童福祉がどのような支援体制・相談機能を持ち、実際にどのような援助を行って行くか再検討を行っていかねばならない。

## (2) 制度の谷間の子ども達一障害児福祉

児童福祉は、全ての子ども達に対して相談支援を行い、適切な福祉サービスの提供を行えるように援助を行っている。しかしながら、障害児福祉分野は児童福祉法から障害者自立支援法へとサービスが移行しており、児童養護などと異なるシステムが導入されている。保育サービスと同様の契約制度が導入され、保護者によるサービスの選択が出来るようになり、いわゆる「措置制度から契約制度」への移行が行われた。その一方で、保護者のいない障害児や虐待を受けている障害児に対する福祉サービスは措置制度が残っている為、2重構造のシステムになっている。また、ホームヘルプ事業や短期入所サービスなどといった在宅サービスは、地域福祉サービスとして障害者福祉サービスと同様に取り扱われるようになり、障害児の保護者の状況・利用する障害児福祉サービスによって、制度と関わる機関が異なるという状況になっている。乳幼児期の障害児

福祉は、療育を中心とした福祉サービスを活用して生活を行っているため、相談支援の中心が療育センターで行うことが出来るが、学齢期になった障害児の場合には、学校教育を中心とした相談支援となり、福祉との距離が少し離れてしまう。特に、児童相談所との関係が療育手帳の申請後とくに関係性がない子どもでは、児童相談所は全く把握できない状況になり、さまざまな問題を抱え障害児福祉サービスの活用を希望されても、どこの機関が対応するのが明確化されていない。

家庭での育児困難となった場合は、学校・児童相談所・保健福祉センター等が受付をし、必要に応じて緊急一時保護や短期入所事業を活用しながら支援を行っていく。緊急一時保護の場合は、児童相談所が障害児施設に対し依頼をし、短期入所の場合は、市町村の支給決定を経て利用を行っていくことになっている。事前に市町村からの支給決定を受けて施設との契約を結んでいる場合は、保護者が直接施設に利用が可能か確認をした上で利用を行っているが、短期入所・施設入所ともに定員があり、緊急事態には定員外で対応を行っているが常に受け入れが可能であるとは限らない。

また、施設入所・短期入所は、それぞれ制度が異なっているため保護者へ支援が異なっている。児童相談所は障害児施設と障害児通園施設の支給決定を行い、短期入所・児童デイサービス、日中一時支援・タイムケア事業などの地域生活支援事業は市町村が支給決定を行っている。つまり、障害児をトータルにサポートする機関が存在していない状況である。

短期入所・日中短期入所に関するサービスの支給権限がなく、また業務も市町村に移っており、児童相談所は積極的に地域支援事業を活用することができない一方、市町村には児童相談所が行う一時保護のような強制力がなく、相互補完するような制度になっていない。また、特別支援教育において障害児のコーディネートの中心となるように明記されているが、関係機関との連携・地域のネットワーク作りを中心とした役割が校務として位置づけており、本当に必要としているときにソーシャルワークを行ってくれるのかを考えてみると、障害児には適切なコーディネート役がない状況である。

このような環境の中で、障害者福祉における生活支援センターのような日常生活に即したケアマネジメントを行う機関が必要なのではないかと思われる。家庭状況・本人状況を踏まえた上で、適切な連絡調整・支援計画が立てられる相談支援事業を行う必要があるのではないかと思われる。

## (3) 社会的養護と相談支援一家族再統合

近年の経済状況や児童虐待件数の増加に伴い、地域での養育が難しくなり児童養護施設や児童自立支援施設などの

入所施設へ入所する子ども達が増えてきている。現在の児童虐待に関する各関係機関の対応は、児童相談所へ通告を行い、通告を受けた児童相談所が虐待を受けている子どもの安全確認を行った上で、危険であると判断できた場合に児童の一時保護を行い、家庭調査を行った上で必要に応じて児童養護施設や里親等への入所措置・委託を行っていく。

しかしながら、このような児童虐待に対する対応では親子関係を分断し施設入所をしていくということを繰り返していく事となり、児童養護施設の定員超過を招くことになることや相談機関である児童相談所と保護者が対立するということになる。本来あるべき親子関係の構築・再構築を行うために、被虐待児や施設入所児に対する家族再統合を行う必要がある。

長期にわたる施設入所児や虐待を理由とした子どもと保護者の関係は、さまざまな思いが交錯しながら関係を保っている。虐待を行った親にも、疾病・経済的理由、家族関係・地域社会からの孤立や子どもの育てにくさなど、さまざまな理由によって、結果として子どもに対して虐待行為にいたってしまっている。そのような悩みや問題に対して、地域の関係機関がサポートして行くことによって、虐待の再発防止・適切な親子関係の構築が可能になる。

現在、児童相談所と市町村、子どもに関係する機関で「要保護児童対策地域連絡会」が開催され、被虐待児を含む保護の必要な子ども達への支援のあり方を検討している。また、乳児院・児童養護施設等に家庭支援専門員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置を行っている。社会的養護を受けている子ども・保護者に対して、各関係機関が相談支援体制を整えてきているが、環境整備はまだ行われていない。才村（2006）は、民間機関で「家族再統合支援センター」を都道府県単位で創設し、児童家庭センターを支部として保護者・子どもに対して支援を行っていくとし、その中で児童相談所と家族再統合支援センターが連携をとりながら必要な援助とコーディネートを行っていくとしている<sup>20)</sup>。

また愛知県などでは、児童相談所と市町村の役割を明確化し、関係者が地域型支援マニュアルを導入するなど、各地方自治体が試行錯誤しながら家族再統合に向けての支援体制の構築を行っている。今後もより良い支援体制が取れるか、さらに検討をしていかなければならない。

## おわりに

児童福祉における相談支援体制が始まった戦後期と現在の児童を取り巻く環境は大きく変化をしている。浮浪児童問題をベースにし非行少年・不登校問題などを経て、現在の児童福祉体制が築き上げられてきている。これまで、広域の地域を対象とした児童福祉の展開と児童虐待問題を中

心に児童相談所・児童福祉は対応が行われてきた中で、児童福祉分野にも地域における子育て支援・相談支援体制の必要性が求められるようになってきている。長い児童福祉の歴史の中で児童相談所を中心とした相談支援体制と社会的養護を中心とした支援体制の中では、現在のような複雑な社会情勢・家庭環境では対応が難しくなっている。子育てに困っている保護者に対する支援は、地域に根付いた支援が必要でありより細かい支援体制が必要である。しかしながら、核家族化の進行・地域社会での住民交流の希薄化は、既存の相談支援体制が通用しにくい状況になっている。また、一度分離してしまった親子の生活を統合し、再生していく作業は容易ではなく、さまざまな関係機関の支援なくして行くことは難しい子どもや保護者を支えるためには、さまざまな力を集めて行っていかなければならない。子ども達がより良い生活・成長が行われるよう、福祉・教育・保育が連携を取り検討し行かなければならないのである。

## 註

- 1) 町田清・坂本健編「児童相談所援助活動の実際」ミネルヴァ書房 2002 p.1-2
- 2) 本間真宏「新版社会福祉論 一愛・居場所・コミュニティー」相川書房 2004 p.102-103
- 3) 町田清・坂本健編「前掲書」p.6
- 4) 厚生労働省「全国児童相談所一覧」  
<http://www.mhlw.go.jp/za/0813/d08/d08.pdf> (2009.9.29)
- 5) 厚生労働省「平成21年度 全国児童相談所長会議資料」  
[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/e82cc800147c3150492575f5001874d9/\\$FILE/20090716\\_1shiryu\\_all\\_1.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/e82cc800147c3150492575f5001874d9/$FILE/20090716_1shiryu_all_1.pdf) (2009.9.29)
- 6) 厚生統計協会「国民の福祉の動向」p.59
- 7) 厚生労働省「平成21年度 全国児童相談所長会議資料」  
[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/e82cc800147c3150492575f5001874d9/\\$FILE/20090716\\_1shiryu\\_all\\_1.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/e82cc800147c3150492575f5001874d9/$FILE/20090716_1shiryu_all_1.pdf) (2009.9.29)
- 8) 田澤あけみ・福知栄子・林浩康編「新児童福祉論」法律文化社 2002 p.158
- 9) 厚生労働省「市町村における児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等について（概要）」

### 社会的養護の展開と課題 (3)

- <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/11/h1119-2.html>  
(2009.9.29)
- 10) 厚生労働省「地域子育て支援拠点事業 実施のご案内 (実施ガイド)」 p.5  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/gaido.pdf>  
(2009.9.29)
- 11) 厚生労働省「前掲書」 p.11  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/gaido.pdf>  
(2009.9.29)
- 12) 厚生労働省「前掲書」 p.17  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/gaido.pdf>  
(2009.9.29)
- 13) i-子育てネット  
<http://www.i-kosodate.net/support/gthring/index.html>  
(2009.9.29)
- 14) i-子育てネット  
[http://www.i-kosodate.net/search/chiiki/search\\_index.html](http://www.i-kosodate.net/search/chiiki/search_index.html) (2009.9.29)
- 15) i-子育てネット  
<http://www.i-kosodate.net/support/halls/>  
(2009.9.29)
- 16) 文部科学省「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afeldfile/2009/04/13/1246334\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afeldfile/2009/04/13/1246334_1.pdf)  
(2009.9.29)
- 17) 日本スクールソーシャルワーク協会  
[http://www.sswaj.org/w\\_ssw.html](http://www.sswaj.org/w_ssw.html)  
(2009.9.29)
- 18) 厚生統計協会「前掲書」 p.198
- 19) 厚生労働省「民生委員・児童委員参考データ」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/01.html>  
(2009.9.29)
- 20) 才村純「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方」平成18年度児童関係サーベイス調査研究等事業報告書 子ども未来財団  
<http://www.i-kosodate.net/mirai/research/pdf/h18/3-2-9-a.pdf>  
(2009.9.29)
- 21) 愛知県児童相談センター「家族再生のための地域型家族支援マニュアル」  
[http://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/annai/manyu/chiiki/manyu\\_chiiki\\_indx.html](http://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/annai/manyu/chiiki/manyu_chiiki_indx.html)  
(2009.9.29)

### Abstract

Today, the number of children who need social care because of abuse increases every year. The support of a consultation organization such as a child consultation center and municipality is necessary so that a child and a parent living in an area perform healthy child care. We must examine by what method the consultation support can be done for the child and parents in cooperation with related organizations.

今日、虐待を理由とする社会的養護を必要としている子どもの数が年々増加している。地域で生活する子どもと親がよりよい子育てを行うためには、児童相談所や市町村など相談機関のサポートが必要である。私たちは、子どもと親に対してどのような方法で相談支援を行えるか、関係機関の連携方法について検討しなければならない。